

平成 28 年 12 月 13 日、日本共産党やつお春雄議員の一般質問が行われた。

(議長) 次に、八尾君の発言を許します。 13 番、八尾君！

(八尾議員) 13 番、八尾春雄でございます。よんどころない事情で一般質問ができるかわからなかったんですが、何とかできる状態になっております。誠心誠意努めますので、よろしくお願いをいたします。

国会は最終版でございまして、年金をカットするやら、ばくちを合法化したいやら、大変な動きになっておりますけれども、これはこれとして住民の中にもいろいろ評価があることだと思えます。ギャンブルの依存症があれだけたくさんおられるとは思いませんでしたけれども、資本主義の腐朽性ということマルクス経済学ではよく言うんですけれども、それがいよいよきわまっておるような気もいたします。広陵町が本当に住民の願い実現のために動く町であり続けるために頑張ります。

今回は 5 本の質問を用意いたしました。

**1 番目でございます。核兵器廃絶を町として明確にする重要性について。**

11 月 12 日、真美ヶ丘第二小学校創立 30 周年記念行事に参加をいたしました。学年ごとの児童の発表に接しております。6 年生は広島への修学旅行で、平和学習に取り組み、核兵器の廃絶を訴えていることに私も感銘を覚えております。

①非核兵器都市宣言を議会が採択し、町もこの趣旨から公共施設のステッカーや垂れ幕、夏の写真パネル掲示などを取り組んでおり、核兵器廃絶という点では認識が一致しております。町長の認識はどうでしょうか。

②本年 10 月 26 日、国連総会の第 1 委員会は、核兵器禁止条約の締結交渉を来年解決する決議案を賛成 123 カ国という圧倒的多数で採択し、これにより「核兵器を禁止し、その全面廃絶につながるような法的拘束力のある文書（核兵器禁止条約）」の交渉が明年 3 月から 7 月にかけて国連で開催されることになりました。ところが日本は、この決議案に反対をしております。唯一の被爆国である国の政府として何たることかと被団協を初め抗議の声を上げています。この際、政府に対し遺憾の意を伝え、核兵器廃絶のためにあらゆる努力を払うように申し入れていただきたいのでございます。

**二つ目でございます。**

**香芝市から 30 年 1 億円の土地使用料の回収についてでございます。**

広陵・香芝中学校共同給食センターの土地使用料を無償にすることについて、町の財産を放棄するもので、にわかには信じがたいとの声が出ております。今般、香芝市との協議が調い、香芝市側は駅頭の駐輪場、市営プールの利用料金を広陵町民も香芝市民と同額に、広陵町側はパークゴルフ場、はしお元気村の利用料金を香芝市民も広陵町民と同額にする内容が報告されております。

①年間の見込みでは、香芝市側と広陵町側の差額は 302 万 7,000 円となる計算になりますが、これにより 30 年 1 億円の回収を果たしたいという意味でございませうか。

②これまで1億円と連携協定は関係がないという説明は撤回されるのですか。

③今後30年間毎年の差額を確定させ、30年後に精算する予定はあるのかどうか。

④香芝市側の意向は、無償との条件を例外なしにそのまま誠実に広陵町が守れとの要求を明確にしておられます。自治体間のバランスを欠いたやり方ではないでしょうか。

**大きな3番目でございます。**

**墓地を持たない（持てない）住民の斎場利用について。**

9月議会で町内に無宗教の納骨堂設置を提案したところ、これまでも検討・研究しているので何らかの結論をまとめたいという答弁でございました。私には、その後、思わぬ方から問い合わせもあり、住民の関心事の一つであることが認識できております。今後どのような方針で臨むのか、結論を提示していただきたいのでございます。

この件は、住民の死生観にも及ぶ事柄であり、慎重にかつ遅滞なく進めていただきたく思います。

**大きな質問の4番目でございます。**

**65歳から74歳までの国保税減免について。**

高額な国保税負担が住民の生活を圧迫しています。年収300万円の自営4人家族では、年間国保税は2割減額しても31万5,000円となり収入の1割を超えていることを試算した。基準総所得金額では16.4%に達します。

①町内で65歳以上75歳未満の住民は何名ですか。

②①の住民のうち、被用者保険（被保険者・被扶養者を含む）加入者は何名でございませうか。同様に、国保加入者は何名でございませうか。

③国保加入者で65歳以上の被保険者・被扶養者のいる世帯（ただし住民税所得割非課税の世帯）は何世帯でございませうか。

④国保加入者で65歳以上のみの世帯であって、かつ自己負担が上位所得・一定以上（3割負担）の世帯は除くと何世帯になりますか。

⑤③及び④該当の場合、町発行の「減免制度のお知らせ」では、特別な事情に該当するので、国保税の一部を減免できる場合があると明示しています。申請者数は、どれほどでございませうか。

⑥該当者は、町側でリストアップできるので、個別に申請を促してはどうでしょうか。

**大きな質問の5番でございます。**

**交通安全対策について。**

西保育園周辺の交通事情が悪くなってきております。保育園の送迎が園児増加に伴って増加していること、北東の5差路の停止線表示が見えないこと、みささぎ台に隣接する大和高田市大谷の大型商業施設のオープンなどが指摘されております。

①西保育園北東5差路の停止線を明確に表示していただきたい。

②保育園東を走るS字道路では、カーブミラーを見ても危険を感じずる速度の自動車が走行しており危険ではないか。現在、保育園前の宅地で工事中ですが、擁壁が垂直に立ち上

がり見通しが悪くなってきています。道路面に凹凸を設けるなど速度を抑制する仕組みが必要ではないか。地元住民の皆さんとも協議して、危険のないようにしてほしい。

③中和幹線を東に走行し、3差路の信号が直前にならないとわからない。築山大塚線に入るため右折しようと停止しても右折レーンがない。築山大塚線の走行では、常に東西に横切る人や車両との接触を回避する特別の努力が必要などに迫られるため、馬見南3丁目の住宅街を通過する車両も見られるが、住民としては幹線道路の利用を求めておられる。どのような対策が有効か研究をしてほしい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(議長) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。 山村町長！

(山村町長) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、核兵器廃絶を町として明確にする重要性についてという御質問でございます。

まず1点目でございますが、核兵器の廃絶と恒久平和は、まさに全人類の共通の願いであり、唯一の被爆国である私たち日本国民がその実現を全世界に訴えていかなければならないものと考えております。

本町も非核兵器宣言都市として、核兵器の脅威と平和のとうとさを次代に引き継いでいくことが重要であると考えておりますので、今後も引き続き啓蒙啓発活動の充実に努めていきたいと考えております。

2点目ですが、核兵器禁止条約の締結交渉の開始を求める決議案に日本が反対した理由は、今回の核兵器禁止条約がこれまでに国連でなされてきた一連の核廃絶決議とは異なり、核兵器の法的禁止を目指しているからだと言われております。日本はこれまでも1994年から毎年、国連総会に「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」決議案を提出しておりますが、あくまで核保有国による核軍縮と非保有国への不拡散を目指す核拡散防止条約(NPT)体制を前提としていることから反対の立場をとったものと考えます。私としては、戦争のない平和な世界であってほしいと願ってやみません。

2番目、香芝市からの30年1億円の土地使用料の回収についてという御質問でございます。

御質問の1点目でございますが、広陵町と香芝市との相互連携に関する協定書に基づく公共施設の相互利用についての両市町における影響額を試算したものであります。9月議会でも申しましたとおり、土地の賃借料はあくまで給食センターに係る広陵町と香芝市との交渉過程の中で出てきたものであります。

次に香芝市との連携協定は、中学校給食センターの共同設置を契機に始まったものであり、協定に基づく公共施設の相互利用については、具体的に両市町における影響額があらわれてくるものではありませんが、従来から申し上げておりますとおり、連携協定と議員がおっしゃる土地の賃借料とは関係がないものであります。

また三つ目の御質問でございますが、香芝市との相互連携協定をこれからも充実させて

いくことが重要であると考えております。

最後に、この給食センター建設に当たっては、共同して費用を負担し、奈良モデルとして県の事業認定を受けるなど双方にとって大きな利益があるということを御認識いただきたいと存じます。

### 3番目、墓地を持たない（持てない）住民の斎場利用についての御質問でございます。

御質問いただきました無宗教の納骨堂でございますが、近年祭祀に係る考え方には、さまざまな変化があるようです。民間、公営など多くの団体が宗教にかかわらず合祀できる墳墓を設けておられます。現在、各施設の現地にて実態調査を行い、多面的観点から問題点の洗い出しやニーズの方向性も研究中です。

近年の要望の多様化に応じられる施設を念頭に、一定の方針を見出せるよう取り組んでまいります。

### 4番目、65歳から74歳までの国保税減免についての御質問でございます。

広陵町では、災害・失業等の特別な事情により生活が著しく困窮し、納税が困難となり、国民健康保険税の減免が必要と認められるときは、申請により減免を行うものとしております。御質問につきましては、項目ごとに順次お答えを申し上げます。

まず①につきましては、平成28年3月31日現在の住民基本台帳人口で、65歳以上75歳未満の人口は4,628人でございます。

次に②につきましては、平成28年3月31日現在の65歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者数は、3,326人でございます。また、65歳以上75歳未満の後期高齢者医療被保険者数は76人でございます。①の4,628人から国保被保険者数3,326人と後期高齢被保険者数76人を差し引いた1,226人の方が被用者保険加入者、被扶養者及び生活保護受給者等と推測されます。

③につきましては、国保加入者で65歳以上の被保険者のいる世帯は、平成28年11月末現在で2,428世帯でございます。

住民税所得割非課税の世帯数については、事務量の関係もあり、把握することは困難ですが、無作為30世帯を検証いたしますと、65歳以上の被保険者を有する世帯で市町村民税の所得割非課税世帯に該当し、実際に減免を受けられる世帯は2世帯となりました。

続いて、④につきましては、国保加入者で65歳以上のみの世帯は、平成28年11月末現在で、1,430世帯でございます。また、上位所得は、70歳未満の方の自己負担限度額の所得区分（ア）及び（イ）の世帯で99世帯、一定所得以上（3割負担）は、70歳以上の自己負担限度額の所得区分、現役並み所得世帯で61世帯であり、合わせて160世帯でございます。このうち65歳以上のみの世帯は、77世帯です。お尋ねの世帯数は、1,353世帯でございます。

続いて、⑤につきましては、広陵町国民健康保険税減免に関する規則第2条第1項第3号及び第4号の申請者数は、平成26年度7世帯、平成27年度7世帯、平成28年度は

13世帯でございます。③及び④でお答えさせていただいております世帯数につきましては、国保加入者のみを抽出したものでありますので、住民基本台帳上との世帯構成とは異なることから、全ての方が減免対象となるものではございません。

最後に、⑥につきましては、世帯の状況はさまざまであり、減免について一律に送付することは適当でないと考えております。

現在、納税通知書に同封しております「減免制度のお知らせ」をわかりやすくし、みずから相談にお越しいただけるよう今後も啓発に努めてまいります。

**最後の交通安全対策についての御質問でございます。**

西保育園周辺の交通安全対策について三項目の御質問をいただいております。

まず一つ目の西保育園北東5差路の停止線を明確に表示してほしいとの御質問ですが、このラインにつきましては、真美ヶ丘第一小学校PTAから要望として挙げられております。既存の引かれているラインは道路交通法上のラインではなく、停止を促す目的で引いております。しかし、このラインは、香芝警察署から引かないよう求められておりますので、変則の交差点でもあり、安全対策についてどのような方法がベストなのか、香芝警察署と協議してまいります。

二つ目の保育園前のカーブについて自動車の速度抑制対策につきましては、香芝警察署とも協議しながら道路管理者の実施可能な範囲で周辺住宅の環境に配慮し、安全で有効な対策を検討してまいります。

最後の御質問は、問題点が多岐にわたっておりますので、自動車での道路利用者を幹線道路に誘導するだけでは解消されるものではありませんので、個々の場所の問題点を総合的につなげ、どんな対策が有効か研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**(議長)** それでは、項目ごとに再質問願います。13番、八尾君！

**(八尾議員)** 核兵器の廃絶を町として明確にしてほしいという趣旨から質問をしておりますが、大変歯切れの悪い答弁でございました。議会で、当時の寺戸の林田議員の提案で非核兵器の議決をしたということを受けて、その後も町の建物全てにステッカーを張り、あらゆる機会でも町長も核兵器の廃絶ということは訴えられてこられたことは私もよく存じておるわけでありまして。それで最初に、そのことを全世界に訴えていかなければならないものだというふうに書いてあるわけですから、その点については特に争いがないと、こういうふうには認識をしております。議員の中にもいろんな立場がありますけれども、核兵器は廃絶されるべしというのは、これも争いのないことだと思うわけでありまして。

ところが唯一の被爆国である我が国が今回国連で、これまではいろいろな決議案が出ておりましたときに、棄権をするということがあったんですね。反対をするというのは初めてなんです。反対した理由について町長はどう思っているのかと聞いたら、これまでの提案とは異なるんだと、核兵器の法的禁止を持ち出したから、これは国が言っているのと違うと認識しているということなんです。

そこにも書いてありますが、真美ヶ丘第二小学校で6年生が平和学習に取り組んだ成果を皆さんの前で表明といたしますか、お披露目をされたわけです。1年生から順に学年ごとにやられまして、体も大きくなるし、言うこともなかなかしっかりしたことを言うなどと思って感心して見ておったわけですけども、6年生は平和学習ということで最後は、あの峠三吉の「ちちをかえせ、ははをかえせ」という、あの有名な詩を朗読をしまして、戦争とはむごいものだと。戦争のない、そして核兵器のない世界ということ、子供は子供の立場で訴えておるものだというふうに思います。

これ、そういうことを国連での日本政府の態度や、あるいは町長の今のこれは、いやいや、中身が違っているから反対したんでしょうと人ごとのように私は受けとめましたけれども、そういうようなことでいいのかどうかと、これがやっぱり問われておるのではないのかなと、こういうふうに思います。私の知り合いにも、実は50歳で自分が胎内被曝をしたということで、被爆者手帳を申請された方を存じております。それまではわからなかったのですが、証明される方があって被爆者手帳がとれて、いろいろ健康に対する不安だとかがあるので、利用するときには利用させてもらおうと、こういうことでとられております。

ことし広島カープが優勝しまして、マエケンといって、前田健太という投手を大リーグに受け取ってもらった返りのお金と優勝したことで随分お金が入ったので地元広島市に貢献をしたいと。5億円を寄附したんですな、広島カープは。したのか、しますよということだったのか、ちょっとまだそこまではわかりませんが。そのうちの1億円は、原爆ドームの保全のために1億円を充ててもらいたいということを広島カープは言って渡されたということを聞いております。だから核兵器の廃絶のためにありとあらゆることをやったらいいわけですから、だからこれは大事なことだということを町長が言われたほうが、町民の中にほとんど争いのないことですから、そのほうがいいんじゃないかなと僕は思うんですけども、どうでしょうか。考えを改めていただく必要があると思いますけれども、どうですか、もう一回そのところお尋ねします。

**(議長)** 山村町長！

**(山村町長)** 私は、核兵器をなくすということをしつかりと訴える立場にあると私自身も思っておりますので、八尾議員と争いはないというふうに考えております。ただ、国の国連総会における反対ということについては、それなりの意図があって、核兵器をなくそうという取り組みについては、日本の姿勢も変わらないというふうに思いますが、手段、考え方に少し違いがあるということだろうと思います。ただ、各保有国と非保有国との間で、この条約が今国連で審議されているその条約が実効性があるのかというところが問題だというふうに判断しているんだろうというふうに思います。いたずらに世界を混乱させないで、徐々に核兵器をなくしていこうという取り組みを続けるべきだというのが日本の姿勢だろうというふうに思います。日本は唯一の被爆国であり、核兵器がこの世からなくなれば、これにこしたことはないとも思いますので、広島、長崎が呼びかけている核兵器廃

絶の首長会議にも平岡町長のときに参加表明されておりますので、私も引き続き、その会議に参加をするという姿勢で取り組んでおりますので、世界から核兵器をなくすという考え方に全く変わりはありません。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 私と町長の間で争いがないということがわかりましたから、それを前提にもう一つ踏み込んだ質問をしたいと思います。

ところでこれまで、核兵器を禁止をされていない理由についてはいろんな議論があるんですが、これは核兵器によって軍事的なバランスが保たれており、日本がその核の傘に守られているという方々もおいでになって、将来的に遥かかなたのところに核兵器の禁止というがあるので、今直ちにそれを求めるというのは性急であると、こういうことを言いながら核兵器を温存させてきたんじゃないかと。それが情勢の見方として間違っていないことだと僕は思うんですけれども、核兵器廃絶といたらなくなるのかといたらなくなるわけですよ。だから少なくとも国連という場でだめですよという法的拘束力を持った、そういう決議をきちんと上げて、大国といえども国連ということでは、大国主義の運営ということでは幾つか問題を発生させますけれども、国連の場合は。だけれども、小国は小国としてのやっぱり理屈を通して、やっぱりだめなものはだめだということについて、やっぱり被爆国がそれはそのとおりだということに賛成するのが正しいやり方だと思うわけです。

そういう意味で、政府の対応というのが非常にぬえ的といいますか、もう少し言えばダブルスタンダードとよく言いますがダブルではなさそうですね、国のやり方は。最初から核兵器で日本が守られているという、そういう立場を崩しませんから。だけど広陵町で少なくとも町長が行動される場合には、それはダブルスタンダードに見えますよ。ダブルスタンダードというのは、日本語で言えば、二枚舌ということですよ。そんなんはやめて、国連で議論になったけど私は賛成したいなと思ってるということを表示されたほうがみずからの平和を求める立場が非常にすっきりとわかりやすいんじゃないかなとあえて忠告をいたしますが、いかがでございますか。

(議長) 山村町長！

(山村町長) 八尾議員さんの忠告として受けとめておきたいと思います。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 町長、余り反発しないで人の意見もよく聞いてください。

二つ目にいきたいと思います。

香芝市からの土地使用料1億円の件でございます。町長は、この間これを議会で言うなと私に口どめをしたけれども、全然口どめにはなりません。それは公の場で言っている話ですから。議会だよりも出ましたし、いろんな方から問い合わせだとか、話があります。本当かと、本当ですよ。今回質問をしたら、これは連携協定とは関係がないと、こういうことを再度言われたわけです。香芝市長も香芝市議会では、この件については連携

協定とは関係がありませんよということを言っているわけですから、双方の自治体の長が連携協定と1億円とは関係ないんだよと、こういうふうに言っているわけですから、そうすると自分は職を賭して、この件について当たるつもりだというふうに町長が言ったことが一体何に対して職を賭されたのですか、かけたのですか。もし、こういう言い方だったら、撤回する以外にないんじゃないですか。その点お尋ねします。

**(議長)** 山村町長！

(山村町長) この前申し上げましたのは、連携協定の中で主たる項目について、いつ実現できるのかということについての答弁でございましたので、賃借料1億円がどうのこうのという意味ではない。包括連携協定の内容について進めていこうということで申し上げたものでございます。

**(議長)** 13番、八尾君！

**(八尾議員)** そういう答弁をされますと、賃借料1億円よこせというような協定だとか、覚書には文章的にはなりませんけれども、双方が広陵町の側でいえば香芝市民の方に利用していただく。香芝市の側からすれば、広陵町の側に利用していただくと。差額を精算してみたら、差し引きこれだけの金額が出てきたなというふうにしようと思っているんですよというふうに聞こえるわけです。

それで、合意書見直し協議ということで議会に報告がある土地使用貸借契約書と、これは日付が平成28年7月29日の契約書でございます。臨時議会があった日付に整えたということでございますけれども、この中では、これまでの協議をしておりました契約書、これを10年を30年にするということと同時に、約束をしたことについては、その貸付期間を延長しようとするときには、甲乙協議して、広陵町と香芝市が協議して期間を定めて、同一の内容をもって更新するものとする。その後において貸付期間が満了したときも、また同様とすると。ですから文章は10年を30年にし、この間は無償ですよ。30年以降についても両側が相談をして延長をしようという場合には同じ条件にしますよ。だから未来永劫有料にはならんわけです。賃借料としては取れませんよということを香芝市側からは言っているわけです。えらい片務的な、広陵町の側が随分損するような約束になっているんじゃないかと思えますけれども、そのことをやっぱり心配をしているわけですが、その点はいかがでございますか。

**(議長)** 山村町長！

(山村町長) 先ほども答弁で申し上げましたように、土地の問題だけでなしに、共同して建設をする。維持管理についても共同ですてやるということで相当なコスト削減ができているところを評価をしていただきたいというふうに思います。香芝市と共同で給食センターを実現するという前提がそこにあるわけでございますので、単独でやるよりも双方が費用を出し合って運営をする。もちろん香芝市の人材も活用させていただく、広陵町の人材ももちろん香芝市に出させていただくということで、双方の財産を活用して共同でこの給食センターを運営していこうというものですので、そういった利益が十分あるとい

うふうに判断をいたしておりますので、賃借料だけの問題でなしに、それ以外の公共施設の相互利用等についても一緒になってやっていこうということで、双方市民町民の利益につなげていこうというのが狙いでございますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 町長そう言われるけれども、約束として整ったのは、賃借料は支払わなくて結構ですよというところは議会も無償を決議をして議決をして、相手との関係でも、香芝市との関係でも賃借料はいただきませんよということになっているわけですから、約束をしてかたまったところというのは、広陵町が持ち出しにしているということしか映らないわけですよ。だけど今からは、違うんですよということを町長は盛んに言われるけれども、例えば共同の給食センターの人件費がどうなっているのかとか、いろんなころ合がありますから、それはそれで試算をして明示をされたらいいけれども、しかし一方では、無償にするということをわざわざ決議したわけだから、議決しているわけだから、そういうふうに理解されて、これはやむを得ないのではないかと、そういう面があるということは指摘をしておきたいと思っております。

ところで、この件は実は町長に対する不満というか、不安にとどまりませんで、議会に対しても寄せられております。共産党はどうしたんやと言うたら、当然反対したと、無償決議は反対したということを行いました。それから議員の中には審議に耐えられないということで、退席をされた方もお一人おられました。10名の議員が賛成をして、この無償の議決は可決をされておるわけであり。皆さんもよく御存じのように、前の元の議員さんでございます山田光春さんという方が個人の責任でチラシを配布をされております。中身は1億円無償にしたのはけしからんと、理解できないという中身の話です。これは私は何も彼に個別に話をしたわけじゃない、本人が判断してやったことですから、もとおられた政党の議員さんも賛成をされたことを離れられて、このような態度をされるというのも私理解ができなかったもので、いろいろ聞いておりますけれども、やっぱり住民の中からそういう声が出てくるものだと思います。

自分のところでやっぱり、そういう意味でいうと、非常にわかりにくいし、今の時点では見通しがありません、さっぱり。ちゃんと精算して広陵町にちゃんと利益が入るようにするんですよということで、確定したものがまるでないわけですから、だからそういう意味で議決をしましたので、今さらひっくり返すわけにはいきませんが、必要な賃借料としてはきちんと確保をして、それで連携してやっていったほうが双方に利益があるということは、それは協議をして相談をするということにして、わかりやすい内容であり、かつ確実にできるやり方というのをやっぱり採用すべきじゃないかと。今の時点に立っても、町長が議会で答弁したから、それでいけるんですねという確信はさっぱり出ませんよ、これからの話ですからね。だから一体何を担保にそんなことを言われているのか、何か確定した事実が、これをやろうというふうに言っているんやということがあるんやったら言

うてください。ないんだっらないと言ってください。じゃあ、それは不確定なことですねと、無償だけが生きてますよということにならざるを得ない。

(議長) 八尾議員

(八尾議員) 町長そう言われるけれども、約束として整ったのは、賃借料は支払わなくて結構ですよというところは議会も無償を決議をして議決をして、相手との関係でも、香芝市との関係でも賃借料はいただきませんよということになっているわけですから、約束をしてかたまったところというのは、広陵町が持ち出しにしているということしか映らないわけですよ。だけど今からは、違うんですよということを町長は盛んに言われるけれども、例えば共同の給食センターの人件費がどうなっているのかとか、いろんなころ合がありますから、それはそれで試算をして明示をされたらいいけれども、しかし一方では、無償にするということをわざわざ決議したわけだから、議決しているわけだから、そういうふうに理解されて、これはやむを得ないのではないかと、そういう面があるということは指摘をしておきたいと思っております。

ところで、この件は実は町長に対する不満というか、不安にとどまりませんで、議会に対しても寄せられております。共産党はどうしたんやと言うたら、当然反対したと、無償決議は反対したということを行いました。それから議員の中には審議に耐えられないということで、退席をされた方もお一人おられました。10名の議員が賛成をして、この無償の議決は可決をされておるわけであり。皆さんもよく御存じのように、前の元の議員さんでございます山田光春さんという方が個人の責任でチラシを配布をされております。中身は1億円無償にしたのはけしからんと、理解できないという中身の話です。これは私は何も彼に個別に話をしたわけじゃない、本人が判断してやったことですから、もとおられた政党の議員さんも賛成をされたことを離れられて、このような態度をされるというのも私理解ができなかったもので、いろいろ聞いておりますけれども、やっぱり住民の中からそういう声が出てくるものだと思います。

自分のところでやっぱり、そういう意味でいうと、非常にわかりにくいし、今の時点では見通しがありません、さっぱり。ちゃんと精算して広陵町にちゃんと利益が入るようにするんですよということで、確定したものがまるでないわけですから、だからそういう意味で議決をしましたので、今さらひっくり返すわけにはいきませんが、必要な賃借料としてはきちんと確保をして、それで連携してやっていったほうが双方に利益があるということは、それは協議をして相談をするということにして、わかりやすい内容であり、かつ確実にできるやり方というのをやっぱり採用すべきじゃないかと。今の時点に立っても、町長が議会で答弁したから、それでいけるんですねという確信はさっぱり出ませんよ、これからの話ですからね。だから一体何を担保にそんなことを言われているのか、何か確定した事実が、これをやろうというふうに言っているんやということがあるんやったら言うてください。ないんだっらないと言ってください。じゃあ、それは不確定なことですねと、無償だけが生きてますよということにならざるを得ない。

**(議長)** 山村町長！

(山村町長) 私が申し上げているのは、香芝市と共同で中学校給食センターを建設しようという協議が調った段階で双方に利益があるから、土地を無償でも貸して、共同でやろうと、もうその時点で有利だというふうになっているから、無償でも議決をしようということになりました。加えて包括連携協定でいろいろな公共施設の相互利用についても深めていこうということで、それは加わったものというふうに御理解をいただきたいと思いません。

**(議長)** 13番、八尾君！

**(八尾議員)** 町長がいろいろ抗弁されても説得力のある説明にはならない。事実が提示されませんからなり得ないということは指摘をしておきたいと思えます。

そして、この問題は大変重要な問題ですから、今後も住民の中でどういう議論がなされるかということも私たちも事実をやっぱり伝えていくという仕事があるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**3番目にいきます。**

**墓地を持たない(持てない)住民の斎場についてという質問をいたしました。**

これまで一般質問を準備していたら、率直に言って現場の事務方の職員さんは嫌がるんですけどね、もう質問せんといてくれとかいうのが半分冗談で半分本気だと思うんですけども、今回の分は質問してくれと要請がありましたよ。準備しているから、ぜひ取り上げてくれということでそんな意見が出ておりました。住民の中からも問い合わせがあるものだというふうに思っております。

少し紹介しておきますと、私は最初の質問のときには、高齢者の方でいろいろ相談を受ける中で自分の骨を拾ってほしいという高齢のひとり暮らしの女性に対応して、その方結局亡くなったんですけども、その後、前回の議会でこのことをやりましたら、娘さんが2人おられて、どちらも結婚して、町外に出られたんですと。今は高齢の2人で暮らしていると。どちらかが先に亡くなるわけだからさみしくなるといかなので、町内にお墓を得ましたと、墓を持ちましたと。ところがよく考えてみると、嫁いだ娘2人に協力、共同して自分たちの墓の守りをしろということを出すことになるわけだから、これは宗派も違うんですけど。そんなこともあったので困っているんだという話だとか、あるいはよその県から広陵町が大変いいところなので、本籍を移したんですけど、自分はここで骨をうずめるという覚悟を決めたんやと。だけでも同じように、やっぱり子供が近くにいないので、困っているんだというような話がやっぱりあるわけです。最後のところがきちんとしますと、住民はやっぱり安心して暮らすのではないかというふうに思います。そういう感覚というのは、わかっていただけますでしょうか。これはむしろ町長よりも御担当の方にお尋ねします。お願いします。

**(議長)** 松本環境部長！

**(松本環境部長)** ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

お申し出の意向については、十分理解をしております。また、わざわざ御質問いただくように御要望した覚えはございませんけれども、ただ御質問をいただいて、御指摘をいただいて私どもの認識を改めて古い考えであったということで大変ありがたかったというふうに考えてございます。おかげをもちまして、さまざまな人々の御要望というものが多面的にある。言葉で言えば多面的というのは簡単ですけども、ただいまおっしゃったように、やはり後進、家族や親族に余計な負担を今後かけていきたくないという考えの方が非常に多いということを民間の施設、あるいは公営施設の調査を行った段階で非常に多いのだなということを認識をいたしました。それで御要望のような施設をすぐにというわけにはなかなかまいりませんが、私どものやっぱり広陵町でもおっしゃるような後進に、家族に負担をかけない、自分たちが喜べるような、そういう施設を設けるための考え方をまとめていって、みんなが喜んでいただけるような施設の方向に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

**(議長)** 13番、八尾君！

**(八尾議員)** ありがとうございます。ぜひその方向で取り組んでいただけたらと思います。頼まれたと言いましたから頼んでないと言ってますけれども、質問した側としては、それぐらいの印象を持つ程度に非常に期待していると、議会でも議論してほしいということを現場が言っているということだけ町長を初め、部長さんに認識をしていただきたいと思えます。

参考文献をこの質問書に上げておきました。これでございます。「0（ゼロ）葬」という本でございます。政務活動費で求めまして、勉強しております。ちゃんと議会質問に政務活動費を使わなありませんから、この中にこんな言い方があります。これは私みたいな者でも、本には言うてるんですが、これ極論ですねん。極端な言い方をすれば、もう人を葬り、弔う必要はなくなっていると。遺体を処理すればそれでいい、そんな時代が訪れているというのが、この研究者の結論でございます。それで、この遺体処理に、「0（ゼロ）葬」というのは遺体処理に近いと。儀礼的なものを排除しているからである。骨上げさえ必要ではない。ただ、遺骨はごみとして処理されるわけではない。細かく砕かれ、量はごくごく小さくなり、しかるべき場所で供養されることになる。ごみの処理の仕方とは異なっていると、こんな書き方がしてあります。

広陵町の斎場の条例では、遺族が24時間以内に骨を全部引き上げなさいという条例で決定されますよね。誰も恐らく守っていないと思います、ちょっとだけ残るからね。それを処理するのに、どうするかといえば、業者さんをお願いして年間1,000万円で請け負っていただいて、石川県の輪島の総持寺というところに無宗教の納骨堂をつくって、年1回お吊いの行事をしながらおさめていますよと、ごみとして処理しているわけじゃないですよということをちゃんと言っているわけだから、今のやり方、この本に書いているやり方をそのままですとしたり、お葬式を家族でされて、それで処理してくださいと。もう骨上げに行かないわけですよ。骨上げに行かなかつたら24時間以内に回収しなかつたら

町長が判断しますという条例で規定になっていますから、町長は今そういうことで輪島のほうへそういう形で行っていることを認識されて処理されるということのわけですね。

残された遺族からすると、自分たちがお世話する必要がなくなって、それで町が年1回きちんとお弔いの儀式をしてもらえると、広陵町はそういう意味でも、心の問題でもやっぱり安心して住むことのできるまちなんやなということがわかることになるのではないかと。だから今、「住む・奈良・ほっかつ！」というのでキャンペーンもしておられるようですけれども、最初から斎場のことを言い出してもよくないのかもしれませんが、お話の中で考えておられる方があったら、そんなことが実現できたら一つ材料にされたらいいのではないかとこのように思っているんですが、その点どうでしょうか。これは町長にお伺いします。

**(議長)** 山村町長！

**(山村町長)** 私も町営墓地の残り区画の状況から見て、今後どう整備していくべきかということが一つ。それから既に墓地をお求めいただいている方でも、後を継いでいただく方がいない、墓地を返還したいという希望もかなり出てきている状況の中で、本当にこの墓地に遺骨を埋葬しても、後を見てもらえない、無縁墓地になるというのが本当に大阪大都市でも問題になっているというニュースもたくさん聞く時代になってまいりましたので、広陵町としてもこのことを早目にどうすべきかということを担当のほうに研究してくれということで申し上げて、いわゆる合葬墓を入れ、できる施設をつくって、最後は町がお守りをする、御理解をいただいた上で、いわゆる最後の処理をさせていただくということが大事ではないかというふうに思っておりますので、そんなにたくさんお金をかけて立派なものをする必要はないと思いますが、遺族がそこに任せられると、安心できる施設づくりをしていったらどうかということで、今担当がしっかり研究してくれておりますので、町はできればそういう施設を町営墓地の中に設けさせていただいて御要望にお応えできたというふうに思っておりますので、さらに研究を深めたいというふうに思います。

**(議長)** 13番、八尾君！

**(八尾議員)** 今の答弁、大変ありがたい答弁でございまして、全面的に一致したかなというふうに思います。戦うところは戦いますが、一致するところは一致して、協力して町政を進めていきたいものでございます。

余談ですが、あなたと一緒に墓に入りたくないわと女房に言われて困ったとかいう笑い話のような本当の話がありますけれども、調べてみますと、姻族廃止の手続というのがあるんですね。亡くなってから姻族のつき合いをしたくないときには手続をすると離婚できるんですね。へえっと思って、うちの女房にそれを言いましたら、あんた何考えているのよと笑われましたけれども、やっぱり他人様だとか言いたいことは勝手なことを言えるんですけども、近いとなかなか言いにくい問題がありますので、恐らくこのことがまた協議会で議論されたことが広まりましたならば、いろいろな場でまた話し合いもされるんじゃないかと、そういうやっぱり大事なことを落ちついて語り合うということが大事か

などというようなことだけ指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

それで、奥西部長、えらいお世話をかけました。実は、サラリーマンで年収300万円の方であれば、協会けんぽで幾らの保険料を払わなければいけないのかと、健康保険だけです。17万5,560円という試算をしたわけです。自営業者の方で300万円の売り上げがあって、192万円の利益が残ったと。この192万円というのは変な数字ですが、給与所得を得ておられる方が給与所得控除後の金額は幾らかとこのを出すと、192万円になったものですから、この192万円を合わせといたらいいだろうというので、192万円を持ってきたわけです。だから300万円で192万円残るかどうかなという議論もありますから、600万円で192万円という家もあるだろうし、いろいろあると思いますが、比較検討のつもりで計算をしたものでございます。

それで奥西部長のところに行って、この計算正しいと思うけれども、調べてくれということで事前にお願ひしたら、この間、北橋課長と一緒に私のところに見えられまして、怖そうな顔をして、八尾議員、計算が違ふとえらい怒られたわけでございます。どう違ひましたかと。31万円とあなたは計算しているけれども、そんな金額じゃない、35万3,400円だと、それよりふえちゃった。えらいこっちゃ。本当は出したくなかったと言っておられたけれども、出していただいて議論が深まることは重要でございます。

協会けんぽの場合に、17万5,560円というのは、所得の給与所得控除後の金額の192万円の9.14%になるわけです。ところが国税税ですね、4大家族でということと計算をして、全く同じ条件というふうにしておりますけれども、この場合は、35万3,400円は実に基準総所得金額の22.2%と、こういう金額になるわけです。これから家族4人一体どうやって暮らしていくのかということと試算したら、私途中で電卓をたたくのをおちょっとためらうぐらいの話になりまして、こんなんでほんまにやっつけられるのかどうかと。国税税って本当に高いなというようなことを実感いたしました。これまでいろいろと。先日、住民の方から御要望がございまして、国民健康保険の問題について、懇談会をやってもらえないかということで、それは大事なことだということで、懇談をした中でこの資料も出てきたわけです。

それで、結局この中でどんなことが明らかになるかということと国民健康保険加入者の中で、65歳以上だけの世帯、条件書いてますね。これが1,353世帯ということで御答弁がありました。そうすると、自分のところが対象になっているのか、なっていないのかというのは非常に興味があるんじゃないかなと思うんですが、先ほど答弁で明らかなおお、平成26年度が7件、平成27年度が7件、平成28年度は13件、だから1,353件のうちで13件ということは、1%の方が申請をしておられるという計算になろうかと思ひます。

町が出している減免制度のお知らせというのは、毎年5月ぐらいに各家のほうへ届く通知書がありますね、あの通知書と一緒に送られてくる書類の中に小っちゃい字で印刷がしてありまして、高齢者には優しくない文書になっているものだから、私思わずA3で拡大

コピーして読んでいるわけですがけれども、そうなるここには、必ず減免が得られますよということは書いていないわけです。そんなことはちょっと町は書かないと思います。そういう可能性があるんですよということはお伝えしているわけです。だから住民には伝えているのではないかというアライバイにはなっているんじゃないかと私思いますけれども、申しわけないですがけれども、部長、担当課の職員さんにいろいろと仕事を出しておられると思うんですが、町から出した文書で、住民が益を受ける、減税になったり、いろんな制度が利用できますよということについては、町がデータを握っているわけですから、私ら議員のところは個人情報だから握れないわけですよ。町が握っているわけですから、その方々の名簿をつくって、例えば電話をするなり、文書で出すなりして、あなたの家庭は65歳以上の家庭ですから、国保税の減免になる可能性がありますと。一度お問い合せくださいませということで案内をしたらどうかなと思うんですが、そういう気持ちはありませんか。

**(議長)** 奥西生活部長！

**(奥西生活部長)** ただいまお尋ねいただいた件でございますけれども、答弁のほうでもお答えはさせていただいているとおりでございます。個人的に思いますのは、広陵町は近隣のまち、それとか他の自治体と比べましても、この減免制度に関しては、非常に手厚くさせていただいているところと思っております。その上で、なおかつ八尾議員のほうからは、町のほうとしてはデータを持っているんだから、その部分についてリストアップをして、減免を受けられる可能性がありますよということを伝えたらどうかとおっしゃっていただいておりますけれども、あくまでも広陵町の場合の減免の要件の中には、今おっしゃった65歳以上の世帯という非常に優しい部分がございます、住民の方にとって。そういうこともありますので、直接お宅様が該当する可能性がありますということは、町としてはやっぱり控えさせていただきたいと思っております。

ただ、今後におきまして、今もおっしゃっていただいたように、申請者率は確かに1%にも満たない状況でございますので、もっとこういうことができますよということについてはPRをさせていただいて可能性のある方については、みずから役場へお越しただいて職員が窓口で対応させていただいて、状況を確認した上で該当しますとかいうことを直接お話しさせていただきたいという思いでございます。というのは、中には、こういう減免制度があってもやはり基本的な立場をお考えの方であれば、該当してもあえて申請されない方もおいででございます。そういうこともありますので、やはりあくまでも申請主義をとらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

**(議長)** 13番、八尾君！

**(八尾議員)** 申請主義ということをお前提にするなら、そういう案内をして申請されるかどうかは任意でございますということを書いておけばいい話でございます。ということになりますと、通知書と、それから印鑑と、それから本人証明の例えば免許証とかいうのを持って窓口に行ってくださいよということをお案内すれば、該当するかしないかというのはわ

かと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

(議長) 奥西生活部長！

(奥西生活部長) それで結構かと思えます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) 申請主義というのは、あちこちの自治体全てで申請主義になっていますから、そこまでは申しませんが、今回の質問が一つのきっかけになりまして、だから取り立てのことだってそうですよ、払う力のない人に取り立てようなんて思っていないよと町はいつも言いますが、だれでも取り立ても一生懸命やるよと。だれでも減免もちゃんとやっていますねとということでバランスよく広報していただいたほうが、なるほどしっかりしているなど、こういうふうになるかと思えますので、その点を一度よくお考えいただけたらというふうに思っております。

最後の質問に参ります。

答弁は非常に曖昧模糊としておりますが、恐らくこれは御近所にお住まいの方やそのエリアを通行しておられる方と激突してもいかなのでやんわりとしか書いていない話であろうというふうに思っております。保育園の角の北東の5差路について停止線をというのは、これまでも2年も前から申し上げていることで、今回警察がそんな線を引くなどというふうに言っているというのは、初めてそんなことを聞きましたからびっくりしましたがけれども、じゃあどうしたらいいんですかと。事故多発地であることについては、間違いがないだろうというふうに思います。

それから築山のほうから北上してきまして丁字路でぶち当たりますね。あそこは中和幹線の通行量が非常に多いものですから、なかなか青にならないのです。信号待ちの時間が長くなるものだから、行きを南3丁目にふっと左折して入っちゃうと、こういう場合もあるので、総合的な対策が必要だということはわかりますけれども、これは一体どこでどういうふうに議論したらいいんですか。各自治会で相談するとかいうようなことを言ったらいいのか、それとも個別に相談があったら、提案したらいいのかというようなことになりましたけれども、だれ一人の意見が通るとほかの人が無理が生ずるというようなことにもなりかねないわけだから、調整はきちんとやってもらわないといけませんけれども、そんなようなことがある地域なんです。

それで西保育園の真向かいのおうちは大変大きなおうちで、石積みがちょっと少し斜めになっていたものだから、それなりに見通しはちょっとだけ効いていたんですが、それ売られたんでしょうね。こぼって、それで5軒分で区画を区切られているんですね。そうすると土地の面積を確保しようと思ったら、この斜めになって狭くなっているところを垂直にして広げたいというのが恐らくあるんだろうなと思って見ているんですが、そんなことで見通しが非常に悪くなっているわけです。だからここは、地元の方に例えば凹凸と書きましたけれども、そんなことも具体的に段取りをして、やっぱりここは危ないところなんだなということがわかっておられると思うので、全てが全部せえのというふうにはいきま

せんけれども、そういう西保育園周辺の交通安全対策について、住民の皆様から御意見を頂戴したいということで呼びかけていただくのはどうかなと思うんですけれども、そういう段取りしていただけますか、どうですか。

(議長) 吉田総務部長！

(吉田総務部長) 失礼します。

面的に規制をかけようとする場合もございますけれども、今、馬見北のほうで進んでおりますゾーン30という制度もございます。ゾーン30につきましては、その辺範囲一帯を、中身一帯を30キロ制限するというものがございますけれども、それにつきましては、やっぱり地域の盛り上がり、地域の合意というのも必要となつてまいりますので、そのあたり御相談ございましたら、またうちのほうでもお受けさせていただきたいと思ひます。

(議長) 13番、八尾君！

(八尾議員) いや、私が申し上げているのは、相談には乗りますわという返事は期待していません。町がそういうことで、地元の方から交通安全のためのいろんな提案を承りますので呼びかけてくれませんかと言っているんです。それはどうですか。

(議長) 吉田総務部長

(吉田総務部長) 制度上、ゾーン30というのものもあるということも、また区長・自治会長会のほうでも働きかけて、地域としてどう考えられるかということも検討のほうはいただきたいと思ひます。役場のほうでも検討はさせていただきます。

(議長) 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。 <20776文字>